

墨田区障害者 基幹相談支援センター



障害者基幹相談支援センターは、地域における相談支援体制の中核的な役割を担う機関として次の4つの機能を果たします！

機能 1

総合相談・専門相談

相談内容に応じて、情報提供や適切な機関へおつなぎします。

▶ 総合相談

障害者手帳取得前など、どこに相談したらよいかわからない時にお問い合わせください。

▶ 専門相談

専門職を配置し、相談支援事業所等からの専門的な相談に対応します。

機能 2

相談支援体制強化



重点的に取り組みます！

相談支援従事者の質の向上をめざし、相談支援事業所へ支援の検証・検討の場の設置や研修会を開催し事業者支援と支援者支援を行います。また、地域における連携体制を構築し相談支援体制の強化に取り組みます。

機能 3

障害者虐待防止センター

虐待から障害者を守り、養護者への支援を行うための相談窓口です。

障害者虐待（養護者・使用者・障害者福祉施設従事者等）を受けたおそれのある人を発見したり、障害者虐待を受けたら相談、通報してください。

機能 4

地域移行・地域定着

病院や入所施設等への地域移行に関する普及啓発を行い、地域定着の促進に取り組みます。

裏面もあります！





ご相談はこちらから

受付時間：月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時まで
(祝日、年末年始を除く)

電話：03-5608-1596

ファクシミリ：03-5608-6423

窓口：墨田区役所3階 障害者福祉課内

メール：kikansoudan@city.sumida.lg.jp

墨田区24時間障害者虐待通報ダイヤル

03-3625-1103



通報者のプライバシーは守ります。
虐待かな、と思ったら
すぐにご連絡ください。

利用対象となる方

- 相談支援事業所、障害のある方の支援者及び支援機関等
- 障害に関して相談先が分からない方

●こんなご相談をお受けします

利用料無料
障害の種別
は問いません



相談支援専門員

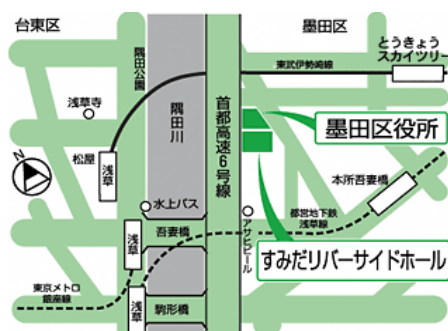
- 計画をチェックしてもらい、アドバイスをもらいたい。
- 支援が困難なケースのため、担当者会議に出席してもらいたい。
- 基本的なことではあるが、計画の書き方や進め方について相談させてほしい。



区民

- 障害者手帳は取得した方がいいの？ 障害福祉サービスってどんなサービスなの？
- どんな支援が受けられるの？ 私の場合はどこに相談するのが一番良いのか教えてほしい。

所在地



墨田区 障害者基幹相談支援センター

吾妻橋一丁目23番20号
墨田区役所3階 障害者福祉課内



区ホームページも
ご覧ください↓↓

